

大規模災害時、市長が認めた場合は他の自治体が指定した工事店も給水装置工事を行えるようになりました（令和8年3月24日改正）

令和6年1月の能登半島地震では多くの建物の給水装置が損傷し指定工事店も被災したため、工事店の不足により復旧が遅れる事態となりました。

この事例を踏まえ銚子市では令和8年3月24日に条例を改正し、大規模災害時には市長が認めた場合に限り他の自治体が指定した工事店が給水装置工事を行うことができるようになりました。これにより、家庭の水が出ない期間が大幅に短縮され、生活再建がスピードアップします。

解体工事等による給水装置破損事故等防止のお願い

最近、建物の解体工事等において、給水装置（水道管）の破損による漏水事故や水道の無断使用等のトラブルが多発しています。

解体工事等の依頼主や工事関係者の皆様は、下記の注意事項をご理解いただき、給水装置（水道管）の破損事故等の防止にご協力ください。

給水装置の事前調査等

- 敷地内の給水装置の設置場所を確認してください。水道局にて設置場所を確認することができます。詳しいことは**水道局工務室給水装置班（☎0479-22-7783）**へお問い合わせください。
- 給水装置を撤去し、水道を使用しなくなる場合は、必ず**銚子市指定給水装置工事業業者**に撤去工事を依頼してください。
- 水道の使用休止中の建物の解体工事で水道水を使用する場合は、**必ず水道料金センター（☎0479-30-3131）**へ連絡してください。
※無断で水道水を使用することはできません。

解体工事の注意事項

- 給水装置（水道管、水道メーター及び止水栓）の位置を重機オペレータや作業従事者に明示し、破損させないように慎重に作業してください。



給水装置を破損した場合

- 破損箇所を確認し、メーターボックス内のバルブで止水してください。
- 止水できない場合は、速やかに**銚子市指定給水装置工事業業者**に修理を依頼してください。

※給水装置は個人財産のため、破損等を起こした場合は、水道局では修理を行いません。